
判例研究**著作権契約の解除と頒布権の消尽**

——韓国テレビ番組 DVD 輸入事件——

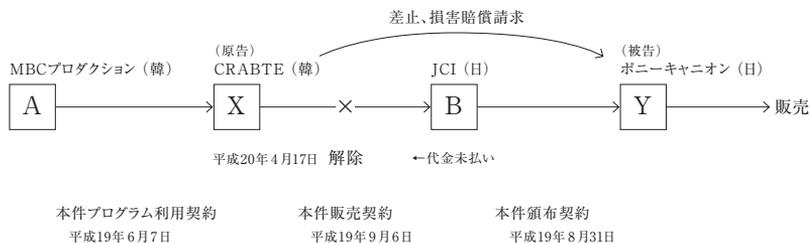
東京地判平成24年7月11日判時2175号98頁

三浦 正広

〔事実の概要〕

韓国の映像ソフト製造業者である原告 X (CRABTE) は、平成19年6月7日、韓国のテレビ番組制作会社 A (MBC プロダクション) との間で、韓国の俳優 (韓流スター) が出演したトーク番組「パク・サンウォンの美しい TV 顔」と題するテレビ番組を利用した DVD 映像 (本件映像) を製作、販売する契約を締結した (本件プログラム利用契約)。この契約により、X は、A より当該 DVD 映像に関し、日本国内における頒布について独占的許諾を得た。これにもとづき、X は本件映像およびそれを収録した本件商品 (DVD 商品) を製作した。さらに、X は、日本法人 B (JCI) との間で、平成19年9月6日、本件商品を1枚1480円、最低購入保証額5920万円 (4万枚) で販売する旨の販売契約を締結した (本件販売契約)。この契約により、X は、B に対し、日本国内において本件商品を独占的に頒布すること、および B が被告 Y に対して独占的頒布の再許諾をすることを許諾した。映像・音楽ソフトの制作、販売業者である被告 Y (ポニーキャニオン) は、XB 間の本件販売契約に先立ち、平成19年8月31日、B との間で、本件商品の頒布契約を締結した (本件頒布契約)。この契約により、Y は、本件商品の日本国内における頒布について独占的許諾を得た。

その後、X は、B に対し、平成20年4月17日、残代金未払いを理由として本件販売契約を解除する旨の意思表示を書面で行なうと同時に、同一内容の



(1)
 書面を Y にも参照送付した。しかし、その後も Y が本件商品の販売を継続したため、本件映像の著作権を有すると主張する X は、Y に対し、頒布権（著作権法26条1項）にもとづき本件商品の販売、頒布の差止め（著作権法112条1項）および損害賠償（民法709条、著作権法114条2項、3項）等を請求した。

X は、X から B に対する解除の意思表示をした日（平成20年4月17日）に解除の効果が発生し、Y は本件商品を販売する権限を遡及的に失い、解除の前後を問わず、Y による本件商品の頒布行為は X の著作権を侵害する、また、本件商品が B、Y に譲渡されただけでは当然に公衆が購入することにはならないので、X の頒布権の消尽を認めないとしても取引の安全ないし市場の円滑な流通確保を害することはないし、B の債務不履行により X から B に対して適法な譲渡がされたとはいえない、さらに、B は実質的に Y の窓口としての役割を果たしていたにすぎず、Y は B と別個の新たな権利関係を取得した者とはいえず、民法545条1項ただし書の「第三者」には当たらないなどと主張した。

これに対し、Y は、X の頒布権は、X から B に対する本件商品の譲渡により消尽している、Y は、解除前に、本件販売契約の目的物である本件商品について B と本件頒布契約を締結し、本件商品の引渡しを受けているから、民法545条1項ただし書の「第三者」に当たり、X は本件解除により Y

の権利を害することはできないなどと主張した。

〔判旨〕

差止請求認容、損害賠償請求一部認容

1. Xの著作権

(1) 準拠法

「著作権に基づく差止請求については、「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」（以下「ベルヌ条約」という。）5条（2）により、「保護が要求される同盟国の法令」の定めるところによることとなり、我が国の著作権法が適用される。」

「著作権侵害に基づく損害賠償請求については、「法の適用に関する通則法」17条により、不法行為地すなわちYが本件商品を頒布した地の法である日本法が適用される。」

「上記各請求の先決問題としての本件解除の有効性については、「法の適用に関する通則法」7条により、当事者が契約当時に選択した地の法による。

本件販売契約に準拠法の定めはないが、本件販売契約上、本件商品はXが製造し独占的に日本国内に輸入し、Yに対して独占的に供給し、YがYの頒布ルートを通して日本国内において独占的に頒布することとされていたこと…、専属的合意管轄裁判所として東京簡易裁判所又は東京地方裁判所が指定されていること…、本件販売契約当時既に締結され、X及びBもその内容を認識していたと認められる本件頒布契約においては、準拠法として「日本国著作権法並びにその他の日本法」が明示されていること…などを総合すると、本件販売契約締結当時、X及びBは、本件販売契約の準拠法を日本法とすることを黙示に選択していたものと認められる。

したがって、本件解除の有効性についても、日本法が適用される。」

(2) 本件映像の著作権

「本件映像の著作権には争いがあるが、その著作者がAであれXであれ、ベルヌ条約の同盟国である韓国の国民であるから、いずれにせよ、本件映像はベルヌ条約により我が国が保護の義務を負う著作物であり、著作権法6条3号により、著作権法の保護を受ける著作物である。」

「本件映像は、本件プログラムにつき、Xが、Xの費用において、日本語字幕を付け、音楽を差し替え、17名の韓国人俳優・女優の出演した回を選択し、本件映像に収録すべき場面を選択して編集し、DVD化したものである。…

…Xの行った作業には、日本語字幕の作成、差し替えた音楽の選択、収録回の選択、収録場面の選択などにおいてXの思想が創作的に表現されていると認められるから、本件映像は、Aが著作権を有する本件プログラムを原著作物とする二次的著作物と認められる。」

2. 本件販売契約解除の有効性

「本件販売契約によれば、Bが本件販売契約に定めた条項のいずれか一つにも違反した場合、Xは相当の期間を定めて催告後に本件販売契約を解除することができることとされていた…。

…本件販売契約においては、催告を要する解除事由と無催告での解除事由とが分けて定められており、本件販売契約上の義務違反は催告を要する解除事由となっている…。

しかし、催告をしたとしても相手方が催告に応ずる意思のないことが明らかかな場合には、催告をしないで直ちに契約を解除することができるものと解するのが相当である。

これを本件についてみると、Bは、…通知において、Xとの「今後の取引が継続不可能」であり、Xに合計4452万0094円の賠償を求める旨主張し、

催告をしたとしても催告に応じて残代金を支払う意思はないことが明らかであったから、Xは、本件販売契約10条1項や民法541条の文言にかかわらず、催告なくして本件販売契約を解除することが可能であったというべきである。」

3. Xの頒布権の消尽

「本件映像のように公衆に提示することを目的としない映画の著作物については、当該著作物の頒布権は、いったん適法に譲渡（以下「第一譲渡」という。）されるとその目的を達成したものとして消尽し、その後の再譲渡にはもはや著作権の効力は及ばないと解されているところ（最高裁判所平成14年4月25日第一小法廷判決・民集56巻4号808頁）、本件において、XからBに対する本件販売契約が債務不履行により有効に解除されたことは前記のとおりであるから、適法な第一譲渡があったとはいえ、本件において消尽を論ずる余地はない。」

4. 本件販売契約解除前の第三者

「民法545条1項ただし書にいう「第三者」とは、解除前において契約の目的物につき別個の新たな権利関係を取得した者であって、対抗要件を備えた者をいうと解される。

Yは、解除前にBから頒布許諾を受けていたものではあるが、XからBに対する頒布許諾と、BからYに対する頒布許諾とは別個の債権的な法律関係であるから、Yが解除された本件販売契約の目的物につき新たな権利関係を取得した者ということとはできず、またYの権利は対抗力を備えたものでもないから、いずれにせよYが民法545条1項ただし書にいう「第三者」として保護される余地はない。…

したがって、Yは、本件解除によりBが頒布権原を失ったことにより、B

からの利用許諾に基づく頒布権原を X に対抗することができなくなり、Y は X の著作物を無許諾で頒布したということになる。」

5. Y の故意過失について

「本件解除後の頒布行為については、Y は、平成20年4月17日、X から B に対する本件解除の通知…の参照送付を受けていた（争いが無い。）のであるから、Y は、同日、本件販売契約が解除されたことを認識し、少なくとも同通知により本件販売契約が解除された可能性があることを認識したというべきであり、その後の Y の頒布行為には少なくとも過失があったと認められる。」

〔研究〕

1. はじめに

本件は、韓国で放映されたテレビ番組を収録した本件商品（DVD 商品）が輸入され、日本国内で販売されていたところ、XB 間の本件販売契約における B の債務不履行により契約が解除されたにもかかわらず、B から譲渡を受けて本件商品の販売を継続していた被告 Y に対し、原告 X が、日本国内において、債務不履行にもとづく本件商品の販売差止め、および損害賠償を請求した事案である。本件の主要な論点は、著作権侵害の準拠法および頒布権の消尽の問題を含む著作権契約の解除の効果に関してであるといえるが、本判例研究では、とりわけ後者の論点に焦点を当てて論ずることとする。

2. 原告 X の著作権

(1) 準拠法

(a) 著作権侵害の準拠法

著作権侵害の準拠法について、従来の判例は、差止請求と損害賠償請求を

区別して、それぞれ準拠法を決定している。学説ではさまざまな見解が主張されているが⁽²⁾、本判決は、従来の裁判例の見解にしたがい、著作権侵害にもとづく差止請求の根拠について、著作者の権利を保全するため著作者に保障される救済の方法として、ベルヌ条約5条(2)項にもとづき、「保護が要求される同盟国」の法令、すなわち日本法を準拠法とした⁽³⁾。また、損害賠償請求については、法の適用に関する通則法17条にもとづき、不法行為結果発生地である日本法を準拠法とした。ただし、本件は、判例、いずれの学説の見解によるかにかかわらず、結果的に日本法が適用される事案であったと⁽⁴⁾考えられる。

(b) 契約準拠法に関する黙示の選択

契約において、契約当事者による準拠法の選択がない場合、その準拠法は、契約の実態を踏まえた黙示の選択に関する解釈が必要とされる。本判決は、黙示意思を認定する根拠として、①本件販売契約がYの頒布ルートを通じ、日本における本件商品の独占的頒布を目的とするものであること、②本件販売契約において日本の裁判所に専属管轄権を認める合意条項が存在すること、および③本件販売契約と関連性を有する本件頒布契約に日本法を準拠法とする条項が存在することを挙げ、これらの諸事情を勘案することによって黙示意思を認定した。これにより、本件販売契約解除の有効性についても日本法が適用されることとなる。

しかし、②については、管轄合意と準拠法合意は別物であることや、管轄合意を了知する当事者が準拠法合意を行っていない以上、当該当事者間では準拠法を選択する意思はなかったと解すべきことなどを理由とする否定的な見解が有力に主張され、また、③についても、関連する他当事者間の別契約で準拠法指定がなされていることを以て黙示意思の存在を肯定する解釈に否定的な見解が主張されていることなどを踏まえて、これら①～③の各事情⁽⁵⁾単体では黙示意思の認定根拠とはなりえないとする見解が主張されている。

(2) 本件映像の著作権

Y に対する X の差止請求および損害賠償請求の根拠となる著作権の帰属について、本判決は、本件映像がベルヌ条約同盟国である韓国国民の著作物であり、著作権法6条3号により、わが国著作権法の保護を受ける著作物であることを認定し、また、本件映像は、X が、X の費用において、本件プログラムについて、日本語字幕の作成、音楽の差し替え、俳優の収録回や収録場面の選択等を行って編集し、DVD化したものであり、X の思想が創作的に表現されていると認められるから、本件映像は、A が著作権を有する本件プログラムを原著作物とする二次的著作物に該当することを認定した。すなわち、本件映像を収録した本件商品に関する著作権は、原告 X に帰属する。

3. 頒布権の消尽について

(1) 知的財産権における権利消尽理論

映画の著作物についてのみ規定されている頒布権は、著作権法制定当時の映画の製作実態や配給制度などを踏まえたものであるが、著作権法が想定していたいわゆる劇場用映画以外の映画の著作物が出現し、それと同時に映画の利用や流通形態が多様化した現代社会においては、商品の流通や取引の安全の確保の観点からみて実態にそぐわない部分が多くなってきていることも否定できない。そこで知的財産権一般について、権利消尽理論を採用することにより、権利者保護と自由な流通、取引の安全の保護のバランスが図られている。比較的最近の立法においては、権利の消尽に関する明文の規定が設けられている場合もあるが、⁽⁶⁾特許権、商標権については多くの判例によって権利の消尽が承認されている。特許権について、BBS 並行輸入事件に関する最高裁平成9年7月1日判決は、①著作権者の権利と社会公共の利益との調和、②市場における商品の自由な流通の確保、③著作権者の二重利得の排

除を根拠として、特許権の消尽を認め⁽⁷⁾た。この権利消尽論の根拠についてはさまざまな見解が主張されており、また、権利の消尽を規定する各法律の立法趣旨の違いなどから必ずしも一様ではないが、特許権や後述する頒布権の消尽については、取引の安全の確保が主要な根拠となっていることがわかる。頒布権の消尽について、かつての裁判例のなかには映画のビデオカセットの並行輸入事件において、頒布権の消尽を認めなかったものもあるが⁽⁸⁾、中古ゲームソフト事件について、最高裁平成14年4月25日判決は、先の特許権に関するBBS並行輸入事件の最高裁判決を引用し、特許法における権利の消尽理論が著作権法にも原則として妥当すると判示⁽⁹⁾した。ただし、この事件の下級審判決では、映画の著作物の概念、頒布権の適用範囲、中古ゲームソフトの流通などに関する見解の相違から、それぞれ異なった理論構成や結論⁽¹⁰⁾が示されるに至っている。

本件の場合、XからBへの第一譲渡、BからYへの譲渡において契約法上の瑕疵はなく、流過程には何ら著作権侵害は生じていない。ところが本判決は、債務不履行によるXB間の契約解除の遡及効により適法な譲渡が行なわれなかったものと構成し、しかもその効果が転得者Yにまで及ぶ結果を生じさせたことは、取引の安全の観点からするときわめて理不尽であるといわざるをえない。契約の解除が、本件商品自体の違法性に基因する場合はともかく、本件のような代金不払いによる債務不履行については、XB間の問題として相対的に処理されるべき問題であり、少なくともその効果を第三者Yに対する利用許諾にまで及ぼすべきではない。本件は、頒布権の消尽の有無、契約解除の遡及効および第三者保護の問題との関連において、合理的な結論が導かれるべきである。

(2) 譲渡権規定の準用

わが国著作権法における譲渡権は、1996年（平成8年）年に成立した

WIPO 著作権条約 6 条の規定を受けて、平成11年（1999年）の著作権法改正により創設された権利である。映画の著作物以外の著作物の譲渡について排他的権利を認める一方で（著作権法26条の2第1項）、著作物の円滑な流通を確保する観点から、権利の消尽に関する規定が置かれている（著作権法26条の2第2項）。

本件は、映画の著作物の複製物と同様に理解されるテレビ番組を収録したDVD商品の販売に関する事例であるので、原則として譲渡権（著作権法26条の2）の規定の適用はなく、頒布権の適用の有無が問題となるところであるが、本件商品の譲渡については、やはり著作物の円滑な流通を確保する観点から、権利の消尽、善意の第三者の保護に関する譲渡権の規定が積極的に⁽¹¹⁾準用されてしかるべき事例であるといえる。

（3）本件における原告 X の頒布権の消尽について

本判決は、中古ゲームソフト事件の最高裁判決を引用して、映画の著作物の複製物の頒布権の消尽に関する理解を前提としながらも、「本件において、X から B に対する本件販売契約が債務不履行により有効に解除されたことは前記のとおりであるから、適法な第一譲渡があったとはいえ、本件において消尽を論ずる余地はない」と判示しているが、本件販売契約が、債務不履行により解除されたことをもって、適法な第一譲渡があったとはいえないとする解釈には疑問がある。

まず一般論として、著作物の複製物の譲渡権について、その消尽が規定されているにもかかわらず、頒布権の消尽については明文の規定がないことから、原則として映画の著作物の譲渡について、頒布権は消尽しないものと構成されている。しかし、譲渡権およびその消尽の規定の立法趣旨を踏まえ、また、中古ゲームソフト事件に関する前記最高裁判決が、「公衆に提示することを目的としない家庭用テレビゲーム機に用いられる映画の著作物の複製

物の譲渡について」頒布権は消尽とする理論を採用したことを前提とすると、本件におけるテレビ番組（本件映像）の複製物である本件商品は、頒布権の消尽が認められるべき映画の著作物に該当するものといえる。したがって、頒布権の消尽を検討するにあたっては、譲渡権およびその例外に関する規定を準用することの合理性が認められることになる。すなわち、著作物の複製物の譲渡が適法に行われると譲渡権は消尽することとなるが、その譲渡の適法性は、複製物を譲渡した時において判断される。その場合、取引の安全を保護する観点から、転得者が善意無過失であるときは保護されるが、その後悪意に転じたとしても譲渡の適法性には影響を与えるものではない。ただし、悪意または有過失の第三者（転得者）が現れた場合、譲渡権は消尽しないものとされる（著作権法113条の2参照）。もっとも、本件においてYは、著作権法113条の2の規定の準用は主張していない。本判決もこの準用については判断していない。

しかしながら、譲渡権の立法趣旨および規定からすると、頒布または譲渡の適法性は、著作者の権利の侵害の有無について、頒布または譲渡契約の締結時に判断されるべきであり、取引の安全保護の観点から、著作物の利用許諾契約の不履行によって契約が解除された場合を除き、解除の遡及効により適法性の要件を欠くことにはならない。したがって、著作物の複製物（目的物）の譲渡の時に適法であれば、契約が解除されてもその効果が遡及することはない。すなわち、利用許諾契約の不履行によらない契約の解除の効果として、頒布権が消尽することはない、また、頒布許諾も無効となると解すべきではない⁽¹²⁾と考える。

本件の場合の頒布権の消尽の問題は、契約解除の遡及効の問題と連動しているので、両方の問題を別個に検討することは妥当とはいえ、関連させて検討することで理論的整合性を維持する必要がある。本判決および従来の民法判例が示しているように、契約解除の効果について、通説・判例が支持し

ている直接効果説の立場からすると、本件 XB 間の契約の解除により、XB 間の契約は遡及的に消滅し、本件商品の販売に関する X から B への利用許諾は遡及して無効となる。

4. 著作権契約の解除と第三者との関係

(1) 契約解除の効果

XB 間の本件販売契約が、B の債務不履行を理由に解除されたことにより、X から B への頒布許諾は無効となった。X は、本件販売契約において、B が Y に対して、独占的頒布の再許諾をすることを許諾していた。そこで、この解除の効果が第三者 Y に及ぶか否かが問題となる。解除の効果は、頒布権の消尽および民法545条1項ただし書における第三者の範囲に関する議論との関係において検討する必要がある。

本判決は、契約解除の効果について直接効果説の立場に立っていると考えることができる。直接効果説は、たとえば不動産譲渡契約の解除の場合について、所有権の帰属を含めて、解除による原状回復が問題となる契約においてその意義が認められるであろうが、著作物の利用に関する著作権契約、とりわけ著作物の複製物の譲渡契約においては実態にそぐわない場合が多い。民法上は、継続的契約の解除の効果については特則が定められている。たとえば、典型的な継続的契約として分類される賃貸借契約において、解除の効果は遡及することはなく、将来に向かってのみその効力を生ずるものと規定されている（民法602条）。同様に、雇用、委任および組合の各契約においても、この賃貸借契約の解除に関する規定が準用されることとされている（民法630条、652条および684条）。学説も「一般に、当事者間の契約関係が長期にわたって継続する契約においては解除の遡及効を否定すべきだと主張されている⁽¹³⁾」。

また、プログラムの開発、利用に関する契約のように、プログラムの納入

およびその後の改良、維持、管理にともなう権利の移転および費用の支払いなどが継続的に行なわれる著作権契約において、そのような継続的な契約関係の解消は、契約の性質および当事者の合理的意からみても、解除による遡及効はなく、将来に向かってのみ効力を生じるものであると判示した判決⁽¹⁴⁾がある。本件商品の販売に関する契約は、著作権者による頒布許諾を前提としているわけであるので、商品の引渡しや代金の支払いによる所有権の移転の効果とは関係なく、少なくとも商品販売期間中、契約当事者間の契約関係は継続状態にあるものと理解することができる。このような著作権契約においては、契約の性質および当事者の合理的意からみても、解除による遡及効が生じることは合理的とはいえず、将来に向かってのみ効力を生ずるものであると解することができる。したがって、XB間の解約解除の効果が、Yに不利益をもたらすものと構成することは妥当ではなく、Yは第三者として保護されるべきである。

(2) 契約解除によって保護される第三者の範囲

本判決は、契約の解除によって保護されるべき第三者の範囲について、従来の判例・通説の立場に立ち、民法545条1項ただし書における「第三者」⁽¹⁵⁾とは、「解除前において契約の目的物につき別個の新たな権利関係を取得した者であって、対抗要件を備えた者」であると理解する（大判明治42年5月14日民録15輯490頁など）。

そのうえで、本判決は、このような民法における一般的な契約法理論を、本件著作権契約に準用して、「XからBに対する頒布許諾と、BからYに対する頒布許諾とは別個の債権的な法律関係であるから、Yが解除された本件販売契約の目的物につき新たな権利関係を取得した者ということはできず、またYの権利は対抗力を備えたものでもないから、いずれにせよYが民法545条1項ただし書にいう「第三者」として保護される余地はない」と

結論づけた（そうすると、結果としてYは、本件商品の所有権は取得することになるが、それを頒布することはできない状態⁽¹⁶⁾となる）。

著作物の利用を目的とする著作権契約の解除に関する解釈において、判決が想定していると思われる不動産賃貸借の解除に関する解釈論をその解釈の指針とすることは適切ではない。少なくとも民法545条1項ただし書の解釈において、契約の目的物が著作物の複製物である場合には、賃貸人と転借人などの利害関係人との利益衡量を前提とした旧来の「第三者」の範囲論は妥当しないと考える。著作権契約の解除の効果は、作者の権利の侵害との関係における帰責性との関連において判断されるべきものであり、著作物の利用許諾に関する不履行をともなわない債務不履行の場合については、必ずしも権利者保護の要請は必要とされず、単純に取引の安全の保護および両当事者の利益衡量の観点から具体的な結論が導かれるべきである。

本件の場合、Xは、Bとの本件販売契約において、Bが本件商品をYに独占的に頒布することについて許諾をしていたのであるから、著作権者保護の観点からしても、Bの債務不履行によりXB間の本件販売契約が解除された場合にまでBY間の頒布許諾の効力を遡及して消滅させる合理的な根拠はなく、また、解除後に頒布されたとしても、本件販売契約の解除について、Yの過失まで認める必要性も乏しいといえる。

- (1) Bは、本件商品を5920万円分（4万枚分）購入し、平成19年9月21日、Xに1,184万円を支払った。その後XとBは、本件商品の発注枚数を3万7千枚（5,476万円）に変更することに合意し、Xは本件商品3万7千枚をBに納品したが、Bは、本件商品に不良品があると主張し、平成20年1月末までに支払うべき残代金（当初の契約では4,736万円）を支払わなかった。
- (2) 櫻田嘉章・道垣内正人編『注釈国際私法（1）』（有斐閣、2011年）635頁以下〔道垣内〕、上野達弘「国際私法判例百選（第2版）」112頁、および嶋拓哉「平成24年重要判例解説」ジュリスト臨増1453号297頁参照。

- (3) 東京地判平成16年5月31日〔「XO 醬男と杏仁女」事件〕判時1936号140頁、知財高判平成20年12月24日〔北朝鮮映画事件〕民集65巻9号3363頁、東京地判平成21年4月30日〔テレビドラマ「苦菜花」事件〕判時2061号83頁等。
- (4) 嶋拓哉「平成24年度重要判例解説」ジュリスト臨増1453号297頁。
- (5) 前掲297、298頁。
- (6) 半導体集積回路の回路配置に関する法律12条3項、種苗法21条4項および著作権法26条の2第2項（譲渡権、平成11年（1999年））。
- (7) 最判平成9年7月1日〔BBS 並行輸入事件〕は、特許権が消尽する理由を次のように述べる。

「特許権者又は実施権者が我が国の国内において特許製品を譲渡した場合には、当該特許製品については特許権はその目的を達成したものとして消尽し、もはや特許権の効力は、当該特許製品を使用し、譲渡し又は貸し渡す行為等には及ばないものというべきである。けだし、(1) 特許法による発明の保護は社会公共の利益との調和の下において実現されなければならないものであるところ、(2) 一般に譲渡においては、譲渡人は目的物について有するすべての権利を譲受人に移転し、譲受人は譲渡人が有していたすべての権利を取得するものであり、特許製品が市場での流通に置かれる場合にも、譲受人が目的物につき特許権者の権利行使を離れて自由に業として使用し再譲渡等を行うことができる権利を取得することを前提として、取引行為が行われるものであって、仮に、特許製品について譲渡等を行う都度特許権者の許諾を要するという事になれば、市場における商品の自由な流通が阻害され、特許製品の円滑な流通が妨げられて、かえって特許権者自身の利益を害する結果を来し、ひいては『発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与する』（特許法1条参照）という特許法の目的にも反することになり、(3) 他方、特許権者は、特許製品を自ら譲渡するに当たって特許発明の公開の対価を含めた譲渡代金を取得し、特許発明の実施を許諾するに当たって実施料を取得するのであるから、特許発明の公開の代償を確保する機会は保障されているものといえることができ、特許権者又は実施権者から譲渡された特許製品について、特許権者が流過程において二重に利得を得ることを認める必要性は存在しないからである」（民集51巻6号2299頁、判時1612号3頁、判タ951号105頁）。

- (8) ビデオカセットの並行輸入に関する「101匹ワンちゃん」事件において、判決は、日本において、ディズニー社の許諾なしにビデオカセットを販売するこ

とは頒布権の侵害にあたり、米国内での頒布許諾があっても、並行輸入による頒布がわが国の頒布権を侵害しないとはいえないと判示した（東京地判平成6年7月1日知的裁集26巻2号510頁）。

- (9) 最判平成14年4月25日民集56巻4号808頁、判時1785号3頁、判タ1091号80頁。「(ア) 著作権法による著作権者の権利の保護は、社会公共の利益との調和の下において実現されなければならないところ、(イ) 一般に、商品を譲渡する場合には、譲渡人は目的物について有する権利を譲受人に移転し、譲受人は譲渡人が有していた権利を取得するものであり、著作物又はその複製物が譲渡の目的物として市場での流通に置かれる場合にも、譲受人が当該目的物につき自由に再譲渡をすることができる権利を取得することを前提として、取引行為が行われるものであって、仮に、著作物又はその複製物について譲渡を行う都度著作権者の許諾を要するというになれば、市場における商品の自由な流通が阻害され、著作物又はその複製物の円滑な流通が妨げられて、かえって著作権者自身の利益を害することになるおそれがあり、ひいては『著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与する』（著作権法1条）という著作権法の目的にも反することになり、(ウ) 他方、著作権者は、著作物又はその複製物を自ら譲渡するに当たって譲渡代金を取得し、又はその利用を許諾するに当たって使用料を取得することができるのであるから、その代償を確保する機会は保障されているものといえることができ、著作権者又は許諾を受けた者から譲渡された著作物又はその複製物について、著作権者等が二重に利得を得ることを認める必要性は存在しないからである」。

そして、「本件のように公衆に提示することを目的としない家庭用テレビゲーム機に用いられる映画の著作物の複製物の譲渡については、市場における商品の円滑な流通を確保するなど、上記(ア)、(イ)及び(ウ)の観点から、当該著作物の複製物を公衆に譲渡する権利は、いったん適法に譲渡されたことにより、その目的を達成したものとして消尽し、もはや著作権の効力は、当該複製物を公衆に再譲渡する行為には及ばないものと解すべきである。」。

- (10) 東京地判平成11年5月27日（判時1679号3頁）は、著作権法が想定している映画の著作物は劇場用映画であり、ゲームソフトは、そもそも著作権法にいう「映画の著作物」にはあたらないとしたが、その控訴審である東京高判平成13年3月27日（判時1747号60頁）は、ゲームソフトは、著作権法2条3項における「映画の著作物」に該当するが、著作権法26条1項における「複製物」にはあたらず、したがって頒布権の対象にはならないと判示して、中古ゲームソ

フト販売を事実上認めた。

一方、大阪地判平成11年10月7日（判時1699号48頁）は、著作権法には、頒布権の消尽については何ら規定がなく、映画の著作物の頒布権が第一譲渡行為に限定されたものであるとはいえないし、第一譲渡後に頒布権が消尽するとする根拠もないとして、中古ゲームソフトの販売を否定したのに対し、控訴審の大阪高判平成13年3月29日（判時1749号3頁）は、権利消尽の原則は、著作権法の明文の法律の規定の有無にかかわらず論理的帰結であり、具体的行為態様において、自由な商品生産・販売市場を阻害するものでない場合に、例外的にその適用を免れると判示して、権利消尽理論を採用した。

- (11) 善意者に係る譲渡権の特例について規定する著作権法113条の2の立法趣旨について、立法者は「最初の譲渡が適法に行われなかった場合にいつでも譲渡権が行使できることとなると、複製物等の所有という外形を信頼して取引を行った善意無過失の者の行う行為にも譲渡権を及ぼすことが可能となり、取引の安全の確保の見地から適当でないことから、著作物等を取得した第三者が不当に不利益を被ることがないように…、譲渡権の特例を規定した…」とする（加戸守行『著作権法逐条講義（六訂新版）』（著作権情報センター、2014年）758頁）。
- (12) 本判決に対する評釈として、「最初の譲渡契約の解除が「譲渡が適法に行われなかった場合」に該当するというのは、短絡的な解釈である。」「譲渡権・頒布権に関する著作権法全体の構成からは、Xは、解除によってB、Yに対する頒布許諾を遡って失効させることはできず、Yの複製物の頒布が民法上適法であれば、「消尽」を論ずるまでもなく、XはYの行為について解除前後を問わず頒布権を行使できないものと解すべきです。」とする見解がある（岡邦俊「続・著作権の事件簿（178）」JCAジャーナル60巻12号82頁（2013年））。
- (13) 内田貴『民法Ⅱ 債権各論（第3版）』（東京大学出版会、2012年）108頁。
- (14) 知財高判平成18年8月31日〔システムK事件〕判時2022号144頁。
- (15) 民法545条1項ただし書における「第三者」の例として、不動産賃貸借に関する判例が挙げられる（判例時報コメント・判時2175号99頁）。賃貸借契約の合意解除は適法な転借人に対抗できないが（最判昭和38年2月21日民集17巻1号219頁）、債務不履行解除の場合には、適法な転借人にも対抗できる（最判昭和36年12月21日民集15巻12号3243頁）。その場合、転借人は民法545条1項ただし書における「第三者」として保護されない。
- (16) これについて、「所有権と知的財産権とが別個に規律される以上、やむを得

ないことである（例えば、違法複製物を購入ないし即時取得した場合にも同じ状態は生じる。）。」とする見解がある（判例時報コメント・判時2175号99頁）。